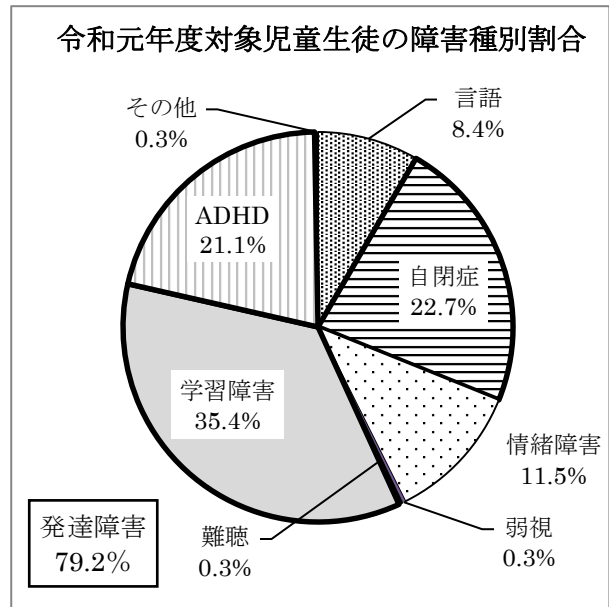


2019 年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業)
成果報告書 (I)

実施機関名 (福井県教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

右図は、令和元年度、当県で通級による指導を受けている小・中・高等学校の児童生徒の障害種別割合である。特徴としては、学習障害をはじめとした発達障害の割合が高く、通級による指導においては発達障害に関する適切な理解や特性に応じた指導・支援を行うことなど、通級による指導担当教員等の専門性の充実が課題となっていた。そこで、当県では、平成 28～30 年度に国の同事業を通して、学習面・対人面・行動面で困難さがある児童生徒を対象とした実践研究を行い、担当者の専門性の向上を図ってきた。また、タブレット型端末による指導・支援法についても研修を重ね、多くの学校で有効に活用されてきた。



これらの取組により通級による指導担当教員等の専門性が向上した一方で、さらなる充実のために取り組むべき主な課題が3つ挙げられた。

1つ目は、障害やそれに応じた指導・支援に対するより広い理解である。当県で通級による指導を受けている児童生徒の障害種別割合を見ると、発達障害に関する障害に次いで、言語障害や情緒障害の割合が高いことが伺える(図1)。学習障害の中にも「読み」の活動や言葉の表出につまずきのある児童生徒が多く、今後は言語面についての指導・支援の充実を図ることも重要と考えた。

2つ目は、高めた専門性の維持・向上である。通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加しており、令和元年度は小・中・高等学校合わせて704名が指導を受けていた。対象児童生徒の増加に伴い、通級による指導担当教員も増員されている。通級による指導を含めた特別支援教育に関わる勤務経験については、これまでの取組により継続した指導・支援が図られてはいるが、未だ経験の浅い教職員が通級による指導を担当することがある。今後も対象児童生徒の増加により、新しい担当教員が増えていくことが予想され、専門的な知識・技能を習得し、維持・向上を図ることはもちろん、指導・支援の知識・技能や研究で深めたことをどのように次の担当教員や地域内で受け継いでいくのかということも考えていかなければならない。

3つ目は、高等学校における通級による指導に関してである。平成30年度から始まったばかりであるため、令和元年度も継続して研修や授業研究、事例検討等を積み重ねることによって、当県における基盤作りを行いたい。また、高等学校における特別支援教育の理解啓発も進め、共通理解のもと連携して指導・支援を行うことができるよう、支援体制の整備を図るとともに、それを推進していくことのできる高等学校における通級による指導担当教員の専門性の向上を図る。さらに、小・中学校と連携した研修会の開催や確実な移行支援など、切れ目ない指導・

支援に向けた取組を通して、高等学校における将来の自立と社会参加を見据えた通級による指導の在り方を探究していく。

2. 目的・目標

(1) 適切な実態把握や指導・支援のための広い知識・技能を習得し、専門性の向上を図る。

前述のように、当県では通級による指導の対象児童生徒の多くに発達障害の傾向があり、平成28年度から3年間かけて、発達障害についての研修や指導実践を積んできた。令和元年度は、さらに広い知識・技能の習得のため、言語障害に焦点をあて、言語面での研修を行い、その障害特性やそれに応じた指導・支援について学び、通級による指導における専門性をさらに高める。

(2) 取組で得られた成果や課題を、今後の指導・支援の在り方や校内の理解啓発につなげる。

通級による指導に関する専門性は、一時的なものではなく、長期的に維持・向上されていかなければならないと考える。そこで、研修や研究会等で学び、深めたことが、次の担当教員や地域内で引き継がれ、今後活かすことができるよう、引き続きタブレット型端末活用例を含めた事例の蓄積を行うとともに、実践報告集（教材・教具編）としてまとめる。また、通級による指導を含めた特別支援教育に関する手引き書を作成し、校内における特別支援教育の理解啓発のさらなる促進を図る。

(3) 高等学校における通級による指導の内容や事例に関して検討を重ね、当県における基盤を作る。

高等学校では、これまでの小・中学校の成果の蓄積を元に指導内容の検討を行い、教育課程への位置づけ等の課題解決を図るための体制整備を進める。また、実態把握のためのアセスメント、個別の教育支援計画・指導計画の作成と活用、指導内容や方法の工夫、評価等、一連の指導過程に関する情報交換を行う。校内においても、校内支援委員会等を活用し、連携して指導・支援に取り組む支援体制の整備を行う。

(4) 各校種や各地区の課題に応じた研究を進めるとともに、連携を強化する。

全県と各地区に分けた研修会や授業研究会、事例検討会等を実施する。各校種の実態に合わせた指導方法や内容を検討するため、小・中学校と高等学校に分かれて開催することもあるが、継続した支援のために共に学ぶ機会も積極的に設ける。

また、各地区代表者や関係機関等による通級による指導担当者専門性充実検討会議を開き、各地区の取組の成果や課題を共有するとともに、協力して向上・改善に取り組むための連携体制を整える。

3. 主な成果

(1) 通級による指導担当教員の専門性向上のための研修会等の開催

県担当者による研修会を開催し、通級による指導における考え方や留意点、有効な指導方法や内容、評価、校内への理解啓発、連携など、基本的なことから実践等まで幅広く学ぶ機会を設けた。また、県内外の有識者から言語障害や実際の指導・支援に関する講義を受け、より専門的かつ実践的な内容を学び、通級による指導に関する専門性をさらに高めることができた。

また、通級による指導実施学校長による連絡協議会総会では、研修等を通して、通級による指導に関して共通理解を図るとともに、特別支援教育に関する校長のリーダーシップの向上を図ることができた。

さらに、在籍学級担任や特別支援教育コーディネーター等、通級による指導に関わる関係教員を対象とした研修会を設けることで、発達障害のある児童生徒が力を発揮するために、それぞれの立場でできることを学び、通級による指導担当教員との連携を強化することができた。

これらの研修会等は、小・中学校と高等学校とで分けて行うこともあったが、ともに参加する機会も設け、校種間の連携を強化したり、継続した支援につなげたりすることができた。

(2) 通級による指導担当者専門性充実検討会議の設置

各地区の通級による指導担当教員の代表者や関係市町教育委員会指導主事、県の関係機関である特別支援教育センター・県嶺南教育事務所特別支援教育課指導主事等による専門性充実会議を設けた。会議では、各地区における通級による指導に関する成果と課題について共通理解を図るとともに、効果的だった指導方法や内容について情報交換をしたり、課題の改善に向けて意見を交わしたりすることができた。このことによって、児童生徒へ適切な指導・支援を行うために、担当教員の専門性の充実や通級による指導を含めた特別支援教育の理解推進の重要性を再認識するとともに、これまでの取組によって培った知識や技能をどのように維持・向上させていくか、そのためにどのような研修体制を構築すればよいか、他地域・他校種との連携をどのように図るかということなどを共通の課題として認識することができた。

(3) 児童生徒の特性把握および適切な指導のための医療・福祉関係機関等との連携

各地区における研修会等では、県内の医療機関や福祉機関等から講師を招き、講義や助言を受けた。

医療機関との連携では、県内の医療・療育機関の関係者から、その障害特性の捉え方や療育の様子、保護者との連携、適切な指導・支援による児童生徒の変容などについて、話を伺った。また、県内の児童デイサービスセンターの関係者からは、近年の利用者の傾向や関わりにおいて大切にしていること、園や学校に伝えたいことなどについて助言等を受けた。専門機関以外にも、通級による指導に造詣の深い教職員を講師に招いて、実践的な指導・支援方法を学ぶ機会も設けた。研修会等には関係市町教育委員会の指導主事や地域の特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、小・中学校の特別支援教育支援員等も参加し、様々な立場から意見交換をすることができ、大変深い学びの機会となった。

(4) 小・中・高等学校を通じた通級による指導実践報告集（教材・教具編）の発行

前述の研修会等で学んだり協議したりすることで、各担当教員は通級による指導の意義や指導内容・方法等についての専門性を高め、各校での指導に努めてきた。そして、その取組をまとめ、校内への周知や今後の通級による指導の参考とするため、実践報告集（教材・教具編）としてまとめた。平成 28～30 年度は実践そのものの報告集を作成していたが、より取り組みやすく、通常の学級においても参考となるように、令和元年度は教材・教具の工夫に焦点を当てた。取り上げたのは教材・教具だったが、それを選んだ（作った）理由や、使用方法の工夫や配慮など、障害の特性に応じた自立活動の内容や指導が色濃く見られた。

小・中・高等学校それぞれの取組が取り上げられた本実践集は、県内全ての小・中・高等学校、特別支援学校へ配布し、今後も周知とともに活用を図っていく。

「通級指導実践報告集」

掲載 URL: <http://www.fukuisec.ed.jp/>

(福井県特別支援教育センターHP その他「福井県教育委員会の刊行物」のページ内)

(5) 改訂版「特別支援学級・通級による指導に関する手引き」の発行

令和2年度から実施される新学習指導要領に対応し、また、通級による指導専門性充実検討会議や各研修会等での学びや意見を活かして、平成25年当県発行の「特別支援学級・通級による指導に関する手引き」の改訂版を発行した。この手引きでは、小・中・高等学校における特別支援教育全体の参考となるよう、特別な教育課程や指導内容はもちろん、校内支援体制や連携などについても取り上げている。今後は、具体的な指導例も加え、より実践と理解啓発に有効なものにしていきたい。

「特別支援学級・通級による指導に関する手引」

掲載 URL: <http://www.fukuisec.ed.jp/>

(福井県特別支援教育センターHP その他「福井県教育委員会の刊行物」のページ内)

(6) 高等学校における通級による指導のこれまでの指導内容や成果の発表、周知

平成30年度の高等学校における通級による指導開始時からの2名の通級指導担当教員を中心に、令和元年度は7名で研究に取り組み、学期に1回程度の研修会や事例報告会を行った。11月には、代表者の2名が県外の先進校視察を行い、その取組についても共有して各校での指導に活かした。そして、これらの高等学校における通級による指導の取組やその成果と課題等を県内に発表する機会を積極的に設けた。

発表の場は、通級による指導の研修会だけではなく、中・高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会や県特別支援教育センター実践発表会、県教育総合研究所研究発表会など、様々な立場の人が多く参加できる機会も活用した。特に、県特別支援教育センター実践発表会では、高等学校における通級による指導のみで午後の部を構成し、高等学校の教職員のみならず、小・中学校の通常の学級の担任らも多く参加し、早期からの支援が高等学校や進学・就労先までつながっていくことの大切さを伝えることができた。

4. 通級による指導における専門性のポイント

【高等学校】

- 発達障害等の障害特性やそれに応じた指導内容や方法について理解する。
- 高等学校卒業後を見据え、自立と社会参加のためのよりよい指導内容や方法を検討する。
- 生徒の気持ちに寄り添い、意見を尊重しながら指導内容や方法を検討する。
- 通級による指導だけではなく、学校の特色や学科・コース、科目・単位等、高等学校における教育課程を適切に理解している。
- 生徒の実態や本人・保護者の希望なども踏まえ、個別の教育支援計画・指導計画を立て、組織的・継続的かつ計画的に指導を行う。
- 学校全体での情報共有や連携した取組等、校内支援体制の構築を図る。また、保護者、地

- 域、医療機関、関係機関等と適切に連携する。
- 必要な支援や配慮が卒業後も活かされるよう、確実な引継ぎを行う。

【小・中学校】

- 発達障害等の障害特性やそれに応じた指導内容や方法について理解する。
- 観察や聞き取り、アセスメント等から、適切に実態把握をし、指導方法や内容を検討する。
- 児童生徒や保護者の希望や気持ち、発達段階に寄り添った対応をする。
- 児童生徒の実態やアセスメント、本人・保護者の希望なども踏まえ、個別の教育支援計画・指導計画を立て、組織的・継続的かつ計画的に指導を行う。また、取組のPDCAサイクルを大切に、児童生徒や学校等の実態、ニーズ等に合わせて改善していく。
- 学校全体での情報共有や連携した取組等、校内支援体制の構築を図る。また、保護者、地域、医療機関、関係機関等と適切に連携する。
- 必要な支援や配慮が次の学習段階でも活かされるよう、確実な引継ぎを行う。

5. 拠点校における取組概要

当県では、校種間や地域内での連携の面から、小・中学校の通級による指導担当教員がともに研究していた。一方、高等学校における通級による指導は、指導や研究内容、体制等が小・中学校とはやや異なるため、同校種内での研究を進めた。しかし、小・中・高等学校連携や共通認識のために、異校種の通級による指導担当教員と一緒に研修を受けたり意見を交わしたりする機会も大切にしている。

よって、以下の取組の概要は、小・中学校と高等学校とで分けて記載するが、共通して取り組んだ部分も含まれている。

【学校種：小・中学校】

①通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究

通級による指導は、対象児童生徒の実態を的確に把握し、将来を見据えた目標を立てることから始まる。実態把握では、福井県方式の支援ツール「子育てファイルふくいっ子」(右)の基礎調査票を活用し、対象児童生徒の特性や困難さを発達状況シートにまとめた。そして、そのシートの内容をもとに、校内支援委員会等で学習上または生活上の目標を立てた。しかし、その目標達成のためにすぐに通級による指導を行うのではなく、校内や家庭で共通理解や情報共有しながら、段階的に取り組むことを大切にしている。



まず、在籍学級の中でできる支援や配慮がないか検討した。座席の位置や本人への声かけ、板書の工夫、課題の精選、手順表や点検表の作成など、在籍学級の中で担任の配慮等によって、本人の困難さの改善や克服を試みた。そして、その評価を行い、成果が小さい場合には次の段階の支援方法を考えた。

次の段階は、校内の支援ツールを活用した校内全体で対象児童生徒を支える体制である。これは、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員、教科担任、委員会や部活動担当など、本人と関わりのある教職員が共通認識をもち、様々な立場から本人を支える取組である。在籍学級以外でも活動の機会が多い児童生徒にとっては、関わる教職員が理解をもって接する

ことで、安心して過ごすことにつながった。

しかし、これらの配慮等だけでは困難さの改善や克服につながらず、本人の特性に応じた特別な指導が必要となる場合がある。この段階で初めて、通級による指導の開始を考えた。よって、通級による指導の開始時にももちろん改めて目標を見直すが、その目標はそのときに立てられたものではなく、それまでの指導・支援や配慮、そしてその評価の上に成り立ったものである。

このように、通級による指導開始時から支援が始まるのではなく、特別な指導が必要とならなかったとしても、困難さのある児童生徒の実態把握を行い、何が本人にとって必要かを検討することは大切である。このとき活用したのが、当県作成の通常の学級に在籍する児童生徒のための簡易版の個別の教育支援計画・指導計画である。各学校では、まずはこちらを活用して実態把握、目標、必要な支援や合理的配慮を考え、より困難さに焦点化した特別な指導が必要となった場合は、組織的・継続的かつ計画的に指導・支援が行えるよう、詳しい個別の教育支援計画等を立てた。また、評価についても、次の段階の新たな課題や目標につながるような評価の他、現段階で経過観察を続けたり支援等を縮小したりするような評価も可とした。

このような取組によって、通級による指導が本当に必要な児童生徒を見極めた上できめ細かな指導・支援を展開できた。また、すぐに特別な指導を行うのではなく、まずは現段階や自分にできることを探ろうとすることから、校内支援体制の強化、さらに教職員一人一人の特別支援教育に関する意識や知識・技能の向上が図られた。

②通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

前述の①で述べたように、在籍学級担任と通級による指導担当教員を含めた校内支援委員会等で対象児童生徒の実態把握や目標設定をしており、段階的な取組を踏んだ上で通級による指導を開始すると、在籍学級担任も通級による指導の指導内容や方法が理解でき、連携しながらそれぞれの場で指導・支援を展開できた。その際、通級による指導開始時から連携を始めるのではなく、通級による指導担当教員は日頃から校内支援体制に寄与する立場であるという考えを大切にしたい。そして、そのためには通級による指導や対象障害種、特性に応じた様々な指導内容や方法等についての知識や技能の習得が必要であり、それが専門性の向上につながると考えた。

しかし、通級による指導担当教員にとって、自分が指導する児童生徒は少なく、彼らだけに関わっているのでは深く深い専門性をもつことは困難であった。そこで、研修会等に参加し、様々な障害種や指導・支援方法について講義を受けることや、事例をもとに他の担当教員と協議することなどを通して、自身の通級による指導の専門性の幅を広げることができた。また、知識・技能だけではない通級による指導に関わる関係者との連携や保護者等の心情の理解についても、研修会等での学びを活かすことができた。連携シートの回覧や個別指導ファイルの管理、校内支援会議や個別のケース会のもち方、学校内外への情報発信の方法など、連携に関するポイントや留意点の共有は、各担当教員にとって大変有効であった。

③発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

前述のように、当県では通級による指導を受けている大多数が発達障害の可能性のある児童生徒である。よって、発達障害の児童生徒に対するいわゆる自立活動の指導内容と方法につい

ては、これまでに引き続き、全担当教員で共通理解をした上で、その実施方法について協議を重ねてきた。その時、協議事項として度々挙げたのは、実態把握と目標や目的の設定という、通級による指導の原点や基盤となるものであった。

これは、前述の①とも関連があるが、通級による指導を開始するという事は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に取り組むということであり、それは発達障害に関しても同様である。しかし、時折、発達障害の特性による学習の習得状況の不振のみが注目され、教科補充的な学習をしてその不振を補うために通級による指導を開始しようとするところがある。この不適切な考えの是正のために、発達障害の先にある学力などの見える部分のみを指導するのではなく、その児童生徒の困難の基盤となる発達障害の特性を捉え、それに応じた指導をすることこそが、本人の自立と社会参加のために必要なことであり、通級による指導の本来の目的であることを繰り返し伝えてきていた。そして、学習のみならず、様々な場面で自身の力を発揮する又は自己支援できる力を目指してきた。このことは、通級による指導担当者研修会等のみならず、特別支援教育コーディネーター研修会、通級による指導実施校連絡協議会総会、県特別支援教育研究大会などの研修や研究会、また当県発行の「通常学級担任のための通級による指導サポートブック」や「特別支援学級・通級による指導に関する手引き」などの刊行物を通して周知を行った。これらの取組を通して、通級による指導の目的や内容についての認知は高まり、担当者も目に見える学習上又は生活上の困難だけでなく、なぜそのように現れたのかという実態把握やアセスメントを大切に、児童生徒の特性を適切に捉え、それに応じた指導・支援につながった。指導内容や方法については、当県では通級による指導の経験は浅いが、教員経験の長い担当者が多く、これまでの経験を活かして、支援や配慮の方法、児童生徒への寄り添い方・関わり方などを工夫し、また情報交換することによって、一人一人に応じた指導を展開することができた。

④発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

前述③の通り、通級による指導においては、学力不振の児童生徒に対して単なる教科補充の指導は行っていない。本人の実態把握と指導・支援の目標の設定を適切に行い、障害特性に応じた内容と方法で通級による指導を行った。その上で、指導・支援上必要な場合、各教科の内容を教材として扱ったことがあった。

例えば、手先の巧緻性を高めるために国語のなぞり書き、家庭科の裁縫などを扱った。また、学習障害の児童生徒に対して、各教科の教科書にルビを打ったり文節間に区切り線を入れたりする、算数のブロックを使って数量を視覚的に捉えるなどの指導を行った。そのほか、集中力を高めるために、数字の点つなぎや図工の工作などを扱うこともあった。これらは、学習内容そのものが目的ではなく、目標達成のための方法やツールの一つとして共通認識した。それゆえ、通級による指導においては、特定の目標のためにいくつかのアプローチを行い、指導を通して、本人に合った方法を検討していった。なお、発達障害による困難に応じた指導・支援の方法やその捉え方としては、学習指導要領解説自立活動編を参考とした。

【学校種：高等学校】

①通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究

通級による指導の開始にあたっては、県内全高等学校に対象生徒の有無やその実態、必要な指導・支援について調査を行った。そして、挙げられた生徒一人一人について、県と学校とが連絡を取り合いながら検討を重ね、本人や保護者の了承を得た上で、通級による指導を受ける

ことを決定した。

通級による指導の開始前には、県教育委員会や関係機関の担当者が関わり、通級による指導の意義や目的、教育課程上の位置づけ、指導の目標や通級による指導終了後の生徒の姿の見通し等を、関係職員とともに本人や保護者に丁寧に説明し、意思確認をしながら合意形成を図った。目標の設定については、中学校からの情報の引継ぎや的確な実態把握、そして卒業後を見据えたそれぞれの願いをもとに検討した。そして、それらの内容等は、個別の教育支援計画や指導計画にまとめ、共通理解を図った。実際に関係者が顔を会わせて共通理解を図ったり、通級指導教室の場所を確認したりしたことは、本人・保護者をはじめ、対象生徒の関係者が見通しをもち、安心して指導・支援を行う上でも有効であった。

評価については、通級による指導担当教員だけでなく在籍学級担任、教科担当・特別支援教育コーディネーターなどの関係教職員が、通級による指導の時間にとどまらず日頃の学校生活の様子も含めて情報を共有し、複数の目で行った。そして、個別の教育支援計画等の目標の達成状況について定期的に評価を行った。また、本人や保護者からの評価も定期的に行い、指導内容や方法の見直し、指導の継続や縮小・終了の検討の参考とした。

②通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

在籍学級における課題を通級による指導により改善・克服し、得られた成果を在籍学級で活かすためには、通級による指導担当教員と在籍学級担任の連携は不可欠であると考えた。

当県の高等学校では、連携の深化のために、昨年度から通級による指導担当教員が在籍学級での生徒の様子を観察したり、通級による指導における対象生徒の様子や評価を授業終了後に在籍学級担任に随時伝達したりした。令和元年度はその取組を強化するとともに、在籍学級担任が通級指導教室を訪れ、指導内容や生徒の様子を観察する機会を積極的に設けた。これらの相互観察から、それぞれの場においての生徒の様子や変容をうかがうことができ、校内支援委員会やケース会での評価や指導・支援内容の検討等において大いに参考となった。

さらに、通級による指導と学校設定教科の共同実践として、対象生徒が通級による指導で学んだことを集団内で実践する機会も設けた。その指導では、通級による指導担当教員がサブティーチャーとして授業に関わり、教科担当と連携しながら、生徒の学びを共に支えることができ、生徒も安心して授業に取り組むことができた。

これらの取組や連携の様子は、「個別の指導計画」「相談・会議の記録」「授業記録シート」などにまとめ、情報共有のためのツールとして校内で活用するとともに、高校通級実施校連絡協議会で報告し、よりよい連携の方法や必要な専門性について協議した。また、中・高等学校特別支援教育コーディネーター研修会や県内の実践発表会等で発表し、取組の広い周知が図られた。

③発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

令和元年度に高等学校における通級による指導を受けていた生徒の約85%が発達障害の可能性のある生徒であった。よって、発達障害による困難さに応じた指導・支援方法については、高等学校における通級による指導担当教員全体で研究を進めた。指導内容や方法については、対象生徒の実態把握や願い、指導目標から導き出されることになるが、小・中学校と同じく、特別支援学校における自立活動の6区分27項目を参考にして課題を整理し、指導目標を達成

するために必要な項目を選定したり関連付けたりしながら、具体的な指導内容を設定した。

当県では、高等学校における指導内容や方法の検討に当たっては、小・中学校とは若干異なり、ビジネスマナー指導や職場で想定されるトラブルへの対処方法に関することなど、卒業後を見据えた実際的な体験と関連付けた内容を取り入れてくことも重要であると考え、昨年度から取り組んでいる。令和元年度はそれに加え、人間関係の形成、情緒の安定、コミュニケーションなどにも重点的に取り組み、より卒業後の自立と社会参加を見据えた指導を行った。

そして、これらの指導内容や方法等は、高等学校における通級による指導を希望している中学生や高校生の保護者に書類等を活用しながら説明するとともに実践報告集にも記載し、県全体への周知を図った。このことによって、小・中・高等学校間でのつながりを強化するとともに、各校種間で共通する取組や違いなどがより明らかになり、対象生徒に関わる者が正しく理解できるよう図った。

④発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

当県の高等学校では、社会性やコミュニケーション面、情緒の安定、人間関係の形成に関する内容を中心として通級による指導を実施しているため、各教科の内容を取り扱いながら行う「特別の指導」方法の研究は現時点では行っていない。

6. 今後の課題と対応

- ・高等学校における通級による指導に関しては、小・中学校からのつながりが重要であり、共通することや大切にすることについて共通認識を図りながら指導・支援を行うことが重要と考える。それとともに、小・中学校と高等学校における通級による指導の違いも認識することが必要である。これらのために、共通した研修や校種別研修、特別支援教育コーディネーターや管理職、通常の学級の担任など、通級による指導担当教員以外を対象とした研修を今後も充実させていきたい。
- ・通級による指導への適切な理解と取組の成果と課題をどのように周知するか。学校内外の教職員に関しては、実践報告集などの刊行物の配布や周知に加え、県内の研修会や研究発表会などで積極的に情報発信する場を今後も設けていきたい。また、必要に応じて、県の関係機関とも連携しながら、地域や学校の研修会等にも参加したい。児童生徒自身や保護者の理解は、自ら合理的配慮の提供を申し出ることにもつながり、今後大切になってくると思われる。他の児童生徒の理解についても、インクルーシブ教育や共生社会の視点からも、発達段階に合わせて取り組むことが重要である。これらの理解に関して検討した事例は少ないので、今後も有効な方法を探っていきたい。
- ・通級による指導担当教員の専門性を今後どのように維持・向上していくか。小・中学校における通級による指導担当教員を対象にした研修会等について、これまでは県教育委員会が主体となって企画・運営していたが、今後は市町の実情や課題等に応じて、市町教育委員会との連携を強化して取り組んでいきたい。そして、それぞれの地域における支援体制を整えるとともに、これまでの本事業の取組により重要とされたポイントや課題等に対して、地域内や担当者間で相互に支え合うことができるよう取り組んでいく。

7. 拠点校について

(中学校)

指定校名：大野市陽明中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	101		4		107		4		113		4	
特別支援学級	4		2		5		2		0		-	
通級による指導 (対象者数)	0		-		2		1		1		1	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	25	1	1	1	1	1	1	0	33

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：学習障害、自閉症

(高等学校)

拠点校名：福井県立大野高等学校 定時制												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		生徒数	学級数	計
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
全日制	普通科	142	4	135	4	149	4					
定時制	普通科	14	1	10	1	22	1	14	1			
通級による指導 (対象者数)		0	-	1	-	3	-	1	-			
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	2	0	41	1	0	2	3	0	1	2	53

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2名

※通級による指導の対象としている障害種：自閉症、情緒障害

8. 問い合わせ先

組織名：福井県教育委員会

担当部署：福井県教育庁高校教育課特別支援教育室